

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成 ～マンション管理アドバイザー制度～

板橋区内に所在するマンションの適切な維持管理の促進を図るため、マンションの管理組合等が公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターにおいて実施する「マンション管理アドバイザー制度(Aコース又はCコース)」を利用した際にかかる経費を予算の範囲内で区が助成します。

■Aコース(講座編)

マンションの基本的なことについて、テキストを使いながらアドバイスをします。(1回2時間)

対象: 区の条例に基づくマンション管理状況届が提出済みのマンションの管理組合等

回数: 同一の管理組合に対してそれぞれ年度内3回まで

※指定のテキストをご用意ください。テキスト代は助成対象外です。

【料金表(派遣料・消費税込)】(1回当たり2時間。別途テキストをご用意ください。) 令和7年4月現在

コース名	業務内容	料金
A-1	マンションの管理のポイントの解説	16,500円
A-2	長期修繕計画標準様式・作成ガイドライン活用の手引きの解説	16,500円
A-3	管理委託の仕方	16,500円
A-4	計画修繕工事の進め方	16,500円
A-5	滞納管理費・修繕積立金督促の仕方	16,500円
A-6	管理組合の設立の仕方	16,500円

※東京都から抜粋



携帯電話等で
お読み取りください↑

■Cコース(支援編)

マンションの管理不全予防・改善の取組を支援するため、長期修繕計画の見直し案や修繕積立金の見直し案を作成するなど、きめ細かな支援業務を行います。

対象: 区の条例に基づくマンション管理状況届が提出済みのマンションの管理組合等

回数: 同一の管理組合に対して年度内2回まで

【料金表(派遣料・消費税込)】 令和7年4月現在

コース名	業務内容	料金	おおよその提案に要する期間※1
C-0	状況確認・課題整理、コース案内	25,300円 (1回2時間)	—
C-1	管理組合の設立・実体化に向けた体制整備に関すること	191,400円	6か月程度
C-2	総会準備に向けた取組に関すること	95,700円	2～4か月程度
C-3	管理組合運営体制の整備に関すること	214,500円	4か月程度
C-4	管理規約の設定案又は改定案に関すること	357,500円	5か月程度
C-5	管理費の設定案及び見直し案に関すること	95,700円	4か月程度
C-6	修繕積立金の設定案に関すること	95,700円	4か月程度
C-7	長期修繕計画見直し案及び修繕積立金見直し案に関すること	95,700円	2か月程度
C-8	大規模修繕工事計画案に関すること	191,400円	3か月程度
C-9	会計処理体制の整備に関すること	95,700円	1～3か月程度
C-オプション	総会立会等※2	25,300円 (1回2時間)	—

注1 「おおよその提案に要する期間」とは見直し案等を作成し、管理組合等に提示するまでの目安となる期間をいいます。

注2 「総会の立会等」とは総会に出席し、必要に応じて該当する議案の質疑応答等を行うもので、採決に関与するものではありません。

※東京都から抜粋

提出・問合せ先

申請は、郵送または窓口での提出となります。

板橋区都市整備部住宅政策課マンション政策

(板橋区役所本庁舎北館5階14番窓口)

〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

tel:03-3579-2730 fax:03-3579-5437

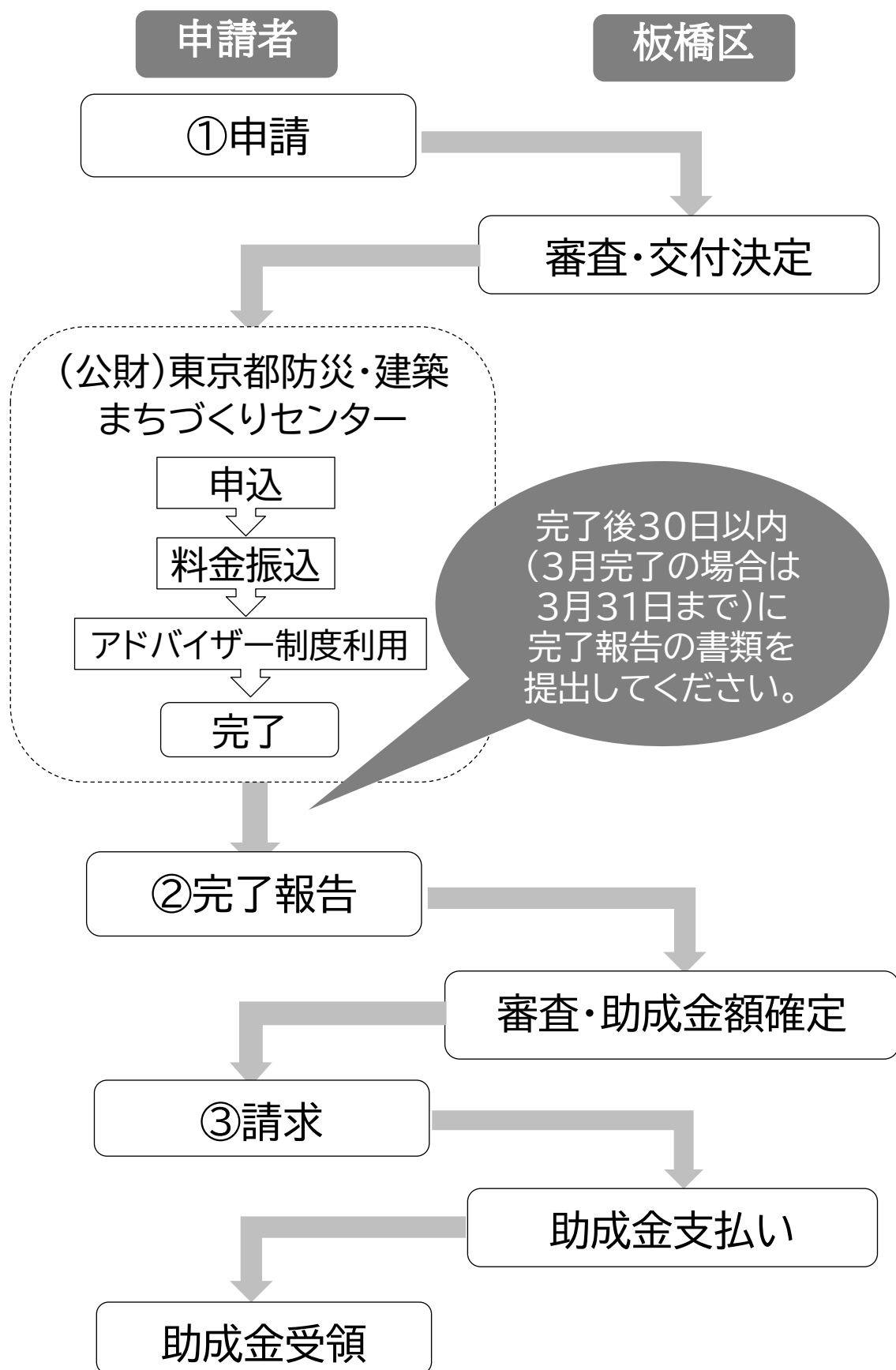


携帯電話等で
お読み取りください↑



手続きの流れ

手続きに必要な書類



① 申請

○申請書(第1号様式)



② 完了報告

○完了報告書(第9号様式)

○(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが発行するマンション管理アドバイザー派遣書の写し

○派遣料の支払の事実及び金額を確認することができる書類の写し



③ 請求

○助成金請求書(第11号様式)

注意事項等

・(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターに利用を申し込む前に、申請が必要です。申込後の申請はできませんので、ご注意ください。

・完了報告に係る書類は、完了後30日以内(3月完了の場合は3月31日まで)に提出してください。ただし、アドバイザー制度利用が長期間にわたり、完了が4月以降になる場合に限り、派遣料の支払の事実及び金額を確認することができる書類の写しのみを添えて、3月31日までに完了報告を行い、助成金を請求することができます。この場合、アドバイザー制度利用完了後、完了が確認できる書類を提出していただきます。その書類が提出されない場合、交付決定を取り消し、助成金を還付していただきます。

令和8年度事業開始に伴う経過措置

・既に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターに利用を申し込み済であっても、令和8年4月1日から令和8年11月30日までに料金を振り込んだものであれば、助成の対象となります。

・申請の際、派遣料の支払の事実及び金額を確認することができる書類の写しも併せてご提出ください。